

健生食輸発0305第1号  
令和7年3月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)  
のヘキサコナゾール)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年  
2月26日付け健生食輸発0226第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき  
実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産未成熟さやえんどうにおいて、  
残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり  
改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

#### 記

##### 1. 別表第2へ追加

- 中国産未成熟えんどう(さや用種及びスナップエンドウと称されるものに限る。)  
及びその加工品(簡易な加工に限る。)のヘキサコナゾール